

泉南阪南共立火葬場について

火葬場の概要

- 名 称 泉南阪南共立火葬場
- 所 在 地 泉南市信達市場 2464 番 26
- 電話番号 072-447-6460
- ファックス 072-447-6461
- 利用時間 午前 9 時～午後 6 時
- 休 場 日 1 月 1 日

火葬場の使用料

平成 31 年 4 月 1 日より、使用料は下記のとおりとなります。

区 分	単位	使用料金	
		泉南市及び阪南市の住民	左記以外の住民
12 歳以上の遺体	1 体	18,000 円	90,000 円
12 歳未満の遺体	1 体	12,000 円	60,000 円
生後 1 か月未満の遺体及び死産児	1 体	6,000 円	30,000 円
手術肢体及び胞衣汚物	1 個	6,000 円	30,000 円
多目的室			
午前 10 時から午後 6 時まで	1 時間	1,500 円	4,500 円
午後 6 時から翌日の午前 10 時まで	1 回	13,000 円	39,000 円

※ この表中「泉南市及び阪南市の住民」とは、死亡者が死亡の当時泉南市又は阪南市に住所を有していた者をいう。

ただし、手術肢体及び胞衣汚物については使用者が、愛玩動物等については所有者が泉南市又は阪南市に住所を有している者をいう。

※ 使用料の納付場所

使用料については、使用許可の際に泉南阪南共立火葬場で納付してください。

火葬場の使用の手続きについて

1. 火葬場の使用予約

- 火葬場の予約については、24 時間、携帯電話 Web サイト、タブレット、パソコン等回線を利用した予約システムでの予約となっております。
- 個人が利用できる予約方法は、電話予約のみです。午前 9 時から午後 6 時の間で、泉南阪南共立火葬場へお問合せください。

2. 市役所での手続き(死亡届の提出及び火葬許可証の受理)

- 予約が済みましたら、死亡届を市役所の市民課へ提出してください。

このとき、火葬許可証が交付されます。火葬許可証は泉南阪南共立火葬場の窓口へ提出をお願い致します。

- 市役所業務時間:月曜日～金曜日の午前9時～午後5時30分

市役所1階 市民課にて

- 市役所業務時間外:夜間、土曜日、日曜日、祝休日、年末年始

市役所1階 警備員室にて

3. 火葬許可証の持ち込み

- 火葬日前日午後4時までに火葬許可証(2部)を泉南阪南共立火葬場にご提出ください。

4. 火葬場使用許可申請及び使用料のお支払

- 泉南阪南共立火葬場の窓口で火葬場の使用許可申請を行っていただきます。同時に使用料の支払もお願いいたします。使用料納入後、火葬場使用許可証が交付されます。

愛玩動物の火葬について

- これまでの合同火葬に加え、新たに個別火葬及び運搬事業(引き取り)を実施します。詳しくは泉南阪南共立火葬場にお問合せください。

合同火葬 1体につき 2,500 円

個別火葬 (5kg未満) 17,000 円

(5kg以上) 20,000 円

引き取りの場合、別途手数料として、1体につき3,500円が必要です。

- お申し込みや料金のお支払いは泉南阪南共立火葬場で行ってください。(市役所に来庁いただく必要はありません。)

お問い合わせ先

市民生活環境部 環境整備課

〒590-0592

大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

電話:072-483-9871

Eメール:kankyou@city.sennan.lg.jp